

公告

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 7 条の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 18 日

高知県知事

記

第 1 入札に付する事項

1. 工事名(工事番号)	室戸岬沖地区(足摺沖 9 工区)水産環境整備工事（漁場環(債)第 9-1-1 号）
2. 工事場所	高知県土佐清水市足摺沖
3. 工事内容	高知県土佐清水市足摺沖における表層型浮魚礁の製作・設置工事
4. 工事概要	表層型浮魚礁の製作・設置工事（仮置） N＝1 基 上記工事施工に係る表層型浮魚礁の詳細設計 N＝1 式
5. 完成期限	令和 10 年 3 月 17 日
6. 予算額	470,217,000 円（消費税相当額込みの額）
7. 予定価格	事後公表
8. 発注方式	工事業者から受け付けた技術提案に基づく詳細設計と工事を一括して発注する設計・施工一括発注方式とする。
9. 審査方式	入札参加資格の審査を入札前に行い、参加資格が有ると認められた者のみが入札に参加できる、事前審査とする。
10. 落札方式	価格競争
11. 入札手続	高知県電子入札システムで行う。
12. 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定。事後公表。

第 2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1. 令和 8 年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	鋼構造物工事
2. 経営事項審査の総合評定値	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査の鋼構造物工事の総合評定値（総合評点）が 880 点以上の者。 なお、当該審査の基準日は、申請書の提出日以前 1 年 7 月以内の日（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前 1 年 7 月以内の日）であること。 また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるものであるもので、注意すること。	

3. 設計に関する条件		自社で詳細設計ができる者であること。（設計の一括下請は禁止。）
4. 施工実績		次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。 1 平成23年度以降に元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 【出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。】 4 港湾・漁港・海洋工事における鋼構造物工事であること。
5. 配置予定技術者（工事）		次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、第3の3. 設計図書等の質疑に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。
	資格等	1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であつて、鋼構造物工事（建設業法第2条第1項に規定するもの。）における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3か月以上雇用されている者であること。 3 いわゆる経營業務の管理責任者（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの）でないこと（許可業種は問わない）。
	従事実績	次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。 1 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態は問わない。 2 従事役職が現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分以上を超えていない場合は実績として認めない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。 工場製作（桁製作等）工事の施工経験がある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作または架設工事の施工期間の半分以上を超えていない場合は実績として認めない。 また、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。
6. 配置予定技術者（設計）		次の要件を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。なお、管理技術者又は照査技術者は、監理（主任）技術者と兼務することができる。
	資格等	1 次の（1）から（3）までの要件のうちいずれかを満たす者であること。 （1）技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士で、次のいずれかを満たす者であること。 （ア）建設部門で選択科目を「鋼構造及びコンクリート」、「港湾及び空港」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」とする者

		(イ) 水産部門で選択科目を「水産土木」とする者 (ウ) 総合技術監理部門で選択科目を、建設で「鋼構造及びコンクリート」、「港湾及び空港」若しくは「河川、砂防及び海岸・海洋」又は水産で「水産土木」とする者 (2) 社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)試験に合格し、同協会に備えるRCCM登録簿に登録されている者のうち、専門部門を「鋼構造及びコンクリート部門」、「港湾及び空港部門」、「河川、砂防及び海岸・海洋部門」、又は「水産土木部門」とする者 (3) 建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定による国土交通大臣の認定を受けている者のうち、登録部門を「鋼構造及びコンクリート部門」、「港湾及び空港部門」、「河川、砂防及び海岸・海洋部門」、又は「水産土木部門」とする者
7. その他の要件		1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。 2 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。 3 公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年8月高知県告示第598号)又は指名回避措置基準要領(平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。 4 建設業法第8条第9号及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程(平成23年3月高知県訓令第1号)第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。 5 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、本工事に一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。 (1) 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。 (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう、以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 (2) 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項

	第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。 (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合 (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
--	---

第3 入札日程等に関する事項

この工事の入札に参加しようとする者は、提出期限までに第4の提出書類一覧に掲げる一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿その他必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。

1. 申請書等の 様式取得・ 提出	提出期限	公告の日から令和8年9月18日(金)午後5時まで
	提出先	高知県水産振興部水産政策課総務担当(※第15)

	提出方法	申請書等一式を書面で持参又は郵便等により提出すること(郵送の場合は、必ず書留郵便とすること)。なお、技術提案資料については、提出部数を2部とし、紙による提出と併せてCD-R等の電子媒体での提出も必要である。 なお、<u>電子入札のため、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」で必ず入札参加資格確認申請を行うこと。</u>(閉庁日を除く毎日午前8時から午後8時までの間。) (※)閉庁日: 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日(高知県の休日を定める条例[平成元年高知県条例第2号])
	掲載場所	入札情報システム又は高知県ホームページからダウンロード。 入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ 又は高知県ホームページ(一般競争入札(公共事業)) https://www.pref.kochi.lg.jp/category/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsujo/ippankyosonyusatsu/
2. 設計図書等の閲覧方法	閲覧可能期間	公告の日から令和8年10月27日(火)まで
	閲覧方法	入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/
3. 設計図書等の質疑	提出期限	令和8年8月28日(金)午後5時まで
	提出先	高知県水産振興部水産政策課総務担当(※第15)
	提出方法	(1) 質疑は、原則として、入札情報システムにより行うこととし、電話等その他の方法による場合は、回答しない。 (2) 質疑提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。 (3) 質疑への回答は、質疑を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者に対し、原則として、入札情報システムにより行う。
	回答期限	令和8年9月7日(月) ※入札情報システムの「質疑回答期限」欄には、システムの仕様上、「参加申請期間」の後の日付しか入力できないため記載の期限が異なりますが、こちらが正しい期限です。
4. 技術提案のヒアリング予定	予定日	技術提案資料のヒアリングは必要に応じて行うものとし、その場所・日時等の必要事項は別途通知する。
5. 入札参加資格の有無の通知	通知期限	令和8年10月13日(火) 電子メールで入札参加資格確認の確認結果を通知する。 確認通知を受けた者は、速やかに受領書を返送すること。
6. 技術提案の採否の通知	通知期限	令和8年10月13日(火) 5. 入札参加資格の有無の通知に併せて通知する。 技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。 なお、技術提案に基づく入札参加資格確認通知を受けた者は、当該提案に基づく入札を行うこと。

7. 入札参加資格が無いと認められた者、又は技術提案が適正と認められなかった者の理由説明要求	提出先	高知県水産振興部水産政策課契約担当（※第 15）
	提出方法	書面（様式自由）を持参又は郵便等により提出すること（郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。）。なお、FAX、電子メール等によるものは認めない。
	提出期限	令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時まで
	回答期限	令和 8 年 10 月 27 日（火） 説明を求められた者に対する回答は、書面によって行う。
8. 入札書の提出	入札期間	令和 8 年 10 月 16 日（金）から令和 8 年 10 月 27 日（火）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前 8 時から午後 8 時まで）。ただし、最終日の提出期限は午後 5 時までとする。 <u>（注）入札書の提出時には当該入札金額の工事費内訳書の提出も併せて必要。（工事費内訳書の提出がない場合は無効となることに注意。）</u>
9. 開札予定	日時	令和 8 年 10 月 28 日（水）午前 9 時から
	場所	高知県水産振興部水産政策課総務担当（※第 15）

第 4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式①） 2 同種工事の施工実績（様式②）及びその挙証資料 3 配置予定技術者名簿（監理技術者又は主任技術者）（様式③-1）及びその挙証資料 4 配置予定技術者名簿（管理技術者及び照査技術者）（様式③-2）及びその挙証資料 5 設計が自社でできることを証する書類 6 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し 7 令和 8 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 8 配置予定技術者の重複について（様式④）（※該当する場合のみ。） 9 技術提案資料（※ 2 部必要。CD-R 等の電子媒体も必要。） 1) 技術提案書（様式 1） 2) 技術提案を求める事項（様式 1-1） 3) 工事費見積内訳書（様式 2）（様式 3）
入札時に電子ファイルで添付する書類	工事費内訳書

第 5 入札方法等

- 第 3 の 8 の期間（閉庁日を除く毎日午前 8 時から午後 8 時までの間。）に、入札金額を電子入札システムに登録する方法で入札を行うこと。
- 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契

約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。併せて、入札システムで定める仕様により、電子くじで使用するくじ番号を登録すること。なお、くじ番号の登録がない場合のほか、電子くじの取扱い、別に定める。

落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とする。

- 3 建設工事に係る入札では、入札金額の電子入札システム登録時には、当該入札金額の工事費内訳書を作成し、電子ファイル化したうえで添付すること。工事費内訳書の提出がない低入札者は失格とし、工事費内訳書の提出がない落札者となりうる者は無効とする。工事費内訳書の様式は、土木部技術管理課ホームページからダウンロードできる。同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよいものとする。

なお、添付のファイル形式は以下のとおりとする。

- ① Word2010で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は拡張子.docで保存したもの（以下「Wordファイル」という。）
- ② Excel2010で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.xlsx又は拡張子.xlsで保存したもの
- ③ PDF形式のファイル
- ④ 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）
- ⑤ 発注者が特に認めたファイル形式（必ず事前に協議すること。）

また、電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ずZIP形式によること。自己解凍形式を含め、他の圧縮形式によるファイルの提出は認めない。

- 4 電子入札システムへの入札金額登録時に電子ファイルの添付ができない場合（添付ファイルの容量が5メガバイトを超える場合等、システムの制約による場合に限る。）は、持参又は郵便等により、別に通知する場合を除いて、入札締切日午後5時（再度入札の場合は入札受付期限）までに次の方法で提出すること。郵送の場合は、郵送で提出する旨を電話で入札実施機関契約担当に伝え、必ず書留郵便とすること。

- (1) 工事費内訳書の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「工事費内訳書」と朱書きして封かんすること（工事費内訳書を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。
- (2) 郵便等による場合は、(1)の封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「工事費内訳書在中」と朱書きすること。

- 5 電子入札システム又は高知県側の障害により電子入札が行えない場合には、当該入札の執行を延期することがある。

また、長期間にわたって電子入札が行えない場合には、建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法（紙入札書を入札箱に投かんする方法）に切り替えることがある。これらの場合には、入札参加者には別途連絡する。

- 6 入札参加者側の障害（機器の故障等）により電子入札が行えない場合には、その状況によって申請により入札書（建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）別記第1号様式。以下「入札書」という。）の使用による入札を認めることがある。

- 7 不測の事態により電子証明書の再取得手続が必要となった場合又は天災による通信障害等による場合には、申請により紙入札書の使用を認めることがある。

- 8 前2項で紙入札書の使用を認めた入札者の入札書は、開札時に入札執行者が紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後に、登録済みの他の入札を併せて電子入札システムによる開札を行う。

- 9 予定価格が事後公表の入札であって、入札参加者全員の入札が予定価格を上回るなど、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を電子メールで通知する。

- 10 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌

日（その日が閉庁日の場合は、その日以降直近の開庁日とする。）の午前 11 時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。

入札参加者は、2 から 7 までの方法により入札を行うこと。工事費内訳書の提出期限は、入札受付期限と同様とするので、再度入札においても、工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

第 6 入札保証 免除する。

第 7 無効の入札 建設工事電子競争入札心得（平成22年 1 月15日付け21高建管第939号土木部長通知。以下「心得」という。）第 9 条に該当した入札は、無効とする。

第 8 失格の入札 心得第 10 条に該当した入札者は、失格とする。

第 9 入札参加資格の喪失 次の（1）及び（2）に掲げる者のいずれかに該当した者は、この工事の入札に参加できない。既に入札を行った入札参加者については、失格とする。 （1）公告の日以後落札決定前の間に入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。 （2）入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者。

第 10 落札決定の方法 1 開札後、再度入札の場合を除いて、予定価格の制限の範囲内での入札者があり、かつ、低入札者がいない場合は、入札参加者に落札者決定通知書を電子入札システムで送信する。 2 開札後、低入札者がいる場合は、入札参加者に保留通知書を電子入札システムで送信する。 3 第 11 又は第 11 の 2 に該当する場合には、その調査又は評価を行った後に落札者を決定する。 4 落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、電子入札システムによるくじを実施し、落札者を決定する。

第 11 低入札価格調査 1 この入札では、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成 19 年 6 月 20 日付け 19 高建管第 270 号副知事通知）の規定に基づき、調査基準価格及び調査基準価格を下回る入札価格の積算において失格とすべき基準（以下「失格基準」という。）を設けるとともに、低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）を行う。なお、本工事においては、表層型浮魚礁の製作・設置（仮置）工事を低入札価格調査の対象とする。（詳細設計業務については、調査の対象外とする。） 調査基準価格は、事後公表とする。 2 低入札を行った者（以下「低入札者」という。）が工事費内訳書を提出していないときは、その者を失格とする。また、工事費内訳書に直接製作費、間接労務費、工場管理費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の記載のない場合は、工事費内訳書を提出しなかったものとみなし、失格とする。 3 失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容（表層型浮魚礁の製作・設置工事の部分に限る。）が次のいずれかを下回るときは、失格とする。 (1) 直接工事費・直接製作費 設計金額の 85% (2) 共通仮設費・間接労務費 設計金額の 80% (3) 現場管理費・工場管理費 設計金額の 90% (4) 一般管理費等 設計金額の 68%

低入札者から提出された工事費内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等工事費内訳書の記載誤りがある場合又は工事費内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者を失格とする。

- 4 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出ておらず、開札の結果失格基準に該当しないことが確認された低入札者（以下「調査対象者」という。）は、別に指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。

なお、当該低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別に定める辞退書を提出することにより、低入札調査の辞退を申し出ることができる。

- 5 調査対象者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該調査対象者は失格とする。

また、調査対象者の施工体制評価について、第11の2の表2施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値で低入札者でない他の者が最高点となることが明らかとなるときにおいても、その時点で調査を中止する。このとき、当該調査対象者の施工体制評価は、施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」のみに該当するものとして評価する。調査を中止するこれらの場合においては、低入札調査資料は徴収しない。

なお、評価値の算出は、高知県土木部にける総合評価方式に関する取扱要領（平成19年3月20日付け18高建管第831号土木部長通知）によるものとする。

- 6 低入札調査では、低入札調査資料に基づく施工体制評価（第11の2参照）及びヒアリング調査を行い、水産振興部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。
- 7 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。
- 8 調査対象者について、低入札価格調査の結果落札者となった者には落札決定通知を、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。
- 9 この入札の参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱い（平成21年3月27日付け20高建管第1180号土木部長通知）を熟読のうえ、了知のこと。

第11の2 施工体制評価

1 評価区分

低入札者（第11の失格調査において失格となった者は除く。）に関して、当該入札価格水準に応じた工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。低入札者以外の入札参加者は、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性とも、施工体制評価は満点として評価する。

(1) 品質確保の実効性

当該入札価格における積算内容で適正な施工が実現されるか、積算根拠に資材発注業者、下請業者等の見積価格が適正に反映されているかを評価する。

評価対象経費は、直接工事費及び共通仮設費とする。

（※その他工場製作における直接製作費、間接労務費等が含まれる。）

(2) 施工体制確保の確実性

当該入札価格における積算内容で、工事現場就労者、資材発注業者及び下請業者等にしわ寄せが及ぶことのない施工体制がどの程度確保できるかを評価する。

評価対象経費は、現場管理費及び一般管理費とする。

（※その他工場製作における工場管理費等が含まれる。）

2 施工体制評価点

品質確保の実効性、施工体制確保の確実性について、各々「良」（12.5点）、「可」（5点）、「不可」（0点）とし、その合計点を施工体制評価点（満点25点）とする。

3 施工体制評価の取扱い

(1) 施工体制評価の加算点への反映（小数点第5位以下切捨）

開札時の加算点（仮）×（施工体制評価点÷施工体制評価点の満点）

(2) 技術評価点の算定

標準点（100点）＋開札時の加算点（仮）×（施工体制評価点÷施工体制評価点の満点）＋施工体制評価点

4 施工体制評価基準

(1) 品質確保の実効性の評価基準は表1、施工体制確保の确实性の評価基準は表2のとおりであり、「良」は減点指数の合計が0のものとし、「可」は減点指数の合計が6未満のもの、「不可」は減点指数の合計が6以上のものとする。

(2) 評価基準中の「標準積算基準」とは、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準をいい、経費項目の区分の適否は標準積算基準により評価する。

表1 品質確保の実効性評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 指 数
1 積算の直接工事費又は共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
3 下請等見積書の見積金額未満の積算項目があるもの	6
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6
6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	4
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

注1 4及び5の「仕様」とは、設計図書で指定した工法又は製品をいう。

2 4は、下請等見積書ではA製品の見積である一方、B製品を使用した積算になっているような場合に該当する。

3 6は、積算根拠に関して書面上明確ではないが、低入札調査ヒアリングで確認できた場合をいう。例えば、機材を使用する工事で、機材使用に関する経費の積算が書面上なく、ヒアリング時に減価償却済みの自社保有機材のため未計上であることが確認できたような場合に該当する。ただし、この場合でも、燃料代等の機材の稼動に直接必要な経費は直接工事費に計上されていなければならない。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

4 7及び9の「積算項目」とは、土木工事標準積算基準新土木工事積算大系における種別（レベル3）又は公共建築工事積算基準における科目に該当する項目をいい、各々の項目において設計金額と比較のうえ評価する。

5 8は、設計図書に積上計上された安全費の項目がない場合には、減点対象とはしない。

表2 施工体制確保の確実性評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 指 数
1 積算の現場管理費又は一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費又は一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6
3 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの	2
7 提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。）	2
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの	2
9 現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

注1 3は、例えば、警備員の外注で、労務賃以外の必要経費の負担は現場管理費の外注経費に計上すべきところ計上がなく、ヒアリング時に共通仮設費の安全費に計上されていることが確認できたような場合に該当する（この場合には、9にも該当してくることに注意。）。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

2 4の「安全訓練等に要する費用」（公共建築工事積算基準では「労務管理費」に含む。）とは現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用であり、「法定福利費」とは、現場従業員及び現場労働者に関する労働災害保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額である。

3 5の「記載内容が不明瞭な場合」とは、例えば「その価格により入札した理由」として「自社保有の機械が有効に活用できる。」（これは、「経費節減が図られた理由」に該当する。）と、「経費節減が図られた理由」として「恒常的に取引のある資材購入先及び下請業者の全面的協力により低価格での調達が可能。」（理由が具体的でなく、下請業者等に無理強いしている可能性も排除できない。）と記載しているような場合に該当する。

4 10は、低入札調査の実施によって低入札でない工事に比べて契約締結日が遅れる、下請予定業者の見積書において法定福利費が計上されていない等の場合をいう。

第12 契約保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。落札者が低入札者である場合は、第13の1による。

- 1 保証金（現金に限る。）
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券

4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第13 低入札工事の特例

低入札者が受注者となり施工する工事（以下「低入札工事」という。）では、次のとおり取り扱う。

- 1 設計・施工請負契約書（金銭保証用）（以下「契約書」という。）第4条に定める保証の額は請負代金額の10分の3以上、同第56条、第56条の2及び第57条に定める違約金の額は10分の3となること。
- 2 契約書第35条に定める前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内となること。
- 3 短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更に関する協議を実施する「出来高部分払方式」が適用されること。
- 4 契約書第10条に定める主任技術者又は監理技術者に加えて建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者を1名増員し、工事現場に専任で配置する必要があること。
- 5 契約書第45条に定める契約不適合の修補若しくは履行の追完又は第57条に定める損害賠償の請求ができる期間は、4年以内となること。
- 6 契約不適合責任期間中は、受注者において年1回現地確認を行い、発注者に報告すること。
- 7 低入札工事における工事監督は高知県建設工事監督技術基準に定める重点監督とし、低入札価格調査時の申立てと施工の実態が異なるなど、県の定める低入札関係の規定又は契約書の規定に違反したと認められる場合には、指名停止の措置を行う。

第14 その他の留意事項

- 1 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 2 この入札への参加者は、心得及び「高知県建設工事電子競争入札の取扱いについて」（平成22年1月15日付け21高建管第940号土木部長通知）を了知すること。
- 3 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者が無い場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合には行わない。ただし、入札参加が受理された者が1者でもあり、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 4 この入札において一度提出された入札書は、差し替えや訂正等を行うことはできない。
- 5 この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替えや訂正等は認めない。
- 6 申請書等の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 7 技術提案に基づく入札参加資格確認通知を受けた者は、提出した技術提案に基づく入札を行うこと。
- 8 申請書等は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。
- 9 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 10 契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - （1）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - （2）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - （3）建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - （4）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - （5）その他の事由により第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
- 11 落札者は、契約締結の前に、この入札参加申請で提出した詳細設計を担当する管理技術者及び照査技術者について、別に定める「管理技術者・照査技術者届」で届け出なければならない。

また、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術

者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消すことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約を解除することがある。

- 12 落札者が低入札者である場合には、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領 第9に規定する出来高部分払方式を適用する。
- 13 入札の手續において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- 14 本工事契約後における発注者と受注者間における責任分担については、「作成要領」の表1 リスク分担表によるものとする。
- 15 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
- 16 この工事においては、原則として、建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を、受注者が直接下請契約を締結する場合の相手方（以下「一次下請業者」という。）とすることを認めず、これを契約書において定めるものとする。
なお、一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であることが判明した場合には、契約書に別途定める違約罰としての制裁金の請求、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止及び工事成績評定における減点の措置を取ることがある。
（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

第15 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県水産振興部水産政策課 総務担当

電話 088-821-4605

FAX 088-821-4527

E-mail 040501@ken.pref.kochi.lg.jp

一般競争入札参加資格確認申請書作成要領
(設計・施工一括発注方式)

室戸岬沖地区（足摺沖 9 工区）水産環境整備工事
(漁場環(債)第 9-1-1 号)

高知県水産振興部水産政策課

第1 申請様式の記載要領等

1 同種工事の施工実績（様式②）

- (1) 同種工事とは、国又は地方公共団体等発注の港湾・漁港・海洋工事における鋼構造物工事であって、平成23年度以降に元請として完成及び引渡し完了したものを用いる。そのうち代表的なものを1件「様式②」に記載すること。
- (2) J V構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。
- (3) 「様式②」の記載要領
 - ア 工事名：受注工事名とする。
 - イ 発注機関名：具体的に記入する。
(例：〇〇県〇〇課、〇〇県〇〇事務所、〇〇市〇〇課)
 - ウ 施工場所：具体的に記入する。(例：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇)
 - エ 契約金額：千円単位で記入する。
 - オ 工期：着工日から完成日までとする。
 - カ 受注形態：単体かJ Vの別を記入する。
(J Vの場合は、当該構成員の出資比率を記入すること。)
 - キ 工事内容：施工方法等を簡潔に記載すること。
- (4) 工事内容の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(CORINS)に登録しているCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。
工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

2 配置予定技術者名簿（様式③-1）

- (1) 配置予定の主任技術者又は監理技術者について、保有資格等を記載すること。
- (2) 申請書の提出時に配置予定者を特定することができない場合には、複数の候補者を記載することができる。
- (3) 配置予定技術者は、実際の施工に当たって、原則として変更することができない。
- (4) 「様式③-1」の記載要領
 - ア 経験年数は、申請日までの実務経験年数を記載すること。
 - イ 雇用年月は、申請者に雇用された年月と、現在までの雇用期間を記載すること。
- (5) 記載内容の確認資料として、健康保険証(3ヶ月以上雇用されていることがわかるもの)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証等を添付すること。

3 配置予定技術者名簿（様式③-2）

- (1) 配置予定の技術者について、保有資格及び手持業務の状況を記載すること。
- (2) 申請書の提出時に配置予定者を特定することができない場合には、複数の候補者を記載することができる。
- (3) 技術者は、当該業務が完了するまで、原則として変更することができない。
- (4) 記載内容の確認資料として、技術士登録証明書、健康保険証の写し等を添付すること。

第2 その他

- 1 配置予定の主任技術者又は監理技術者について、他の一般競争入札又は指名競争入札による工事(他機関発注のものを含む。)と重複して申請する場合は、様式④の「配置予定技術者の重複について」を提出すること。
- 2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)及び令和8年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しを添付すること。
- 3 設計が自社でできることを証する書類(会社組織図など)を添付すること。

第3 技術提案資料の作成等

- 1 一般競争入札作成要領にある「技術提案書」(様式1)及び「技術提案を求める事項」(様式1-1)、工事費見積内訳書(様式2)(様式3)については、A4サイズとする。
- 2 表紙には題名(技術提案資料と記述)、入札に参加しようとする工事の工事番号・工事名、会社名を記入すること。
- 3 技術提案資料については、紙媒体による提出とあわせて、CD-R等の電子媒体で提出すること。
なお、技術提案資料の提出部数は2部とする。